

令和8年度技術士第一次試験の実施について（案）

令和7年 月 日
科学技術・学術審議会
技術士分科会試験部会

1. 受験資格

年齢、学歴、業務経歴等による制限はない。

2. 試験の方法

試験は、筆記試験により行う。

3. 試験科目

試験は、総合技術監理部門を除く20の技術部門について行う。

- (1) 基礎科目として、科学技術全般にわたる基礎知識。
- (2) 適性科目として、技術士法第4章（技術士等の義務）の規定の遵守に関する適性。
- (3) 専門科目として、受験者があらかじめ選択する1技術部門に係る基礎知識及び専門知識。

なお、一定の資格を有する者については、技術士法施行規則第6条に基づいて試験の一部を免除する。

4. 試験の日時、試験地及び試験会場

期日 令和8年11月22日（日）

時間 試験時間は、公益社団法人日本技術士会が受験者に別途通知する。

試験地及び試験会場

次の都道府県において行い、試験会場は、10月下旬頃の官報に公告する。

北海道、岩手県、宮城県、東京都、神奈川県、新潟県、石川県、静岡県、愛知県、大阪府、兵庫県、広島県、香川県、愛媛県、福岡県、鹿児島県及び沖縄県。

なお、試験会場については、同会が、受験者があらかじめ選択する試験地における会場を本人宛てに別途通知する。

5. 受験申込受付期間

(1) 郵送受付

令和8年6月10日（水）から6月24日（水）まで。

受験申込書類は、公益社団法人日本技術士会宛てに、書留郵便（6月24日（水）までの消印は有効。）で提出すること。

(2) WEB受付

令和8年6月10日（水）9:00から6月23日（火）17:00まで。

受験申込書類は、公益社団法人日本技術士会ホームページの技術士試験・登録WEB申請窓口により提出すること。

6. 受験申込書類

- (1) 技術士第一次試験受験申込書（6ヵ月以内に撮った半身脱帽の縦4.5cm、横3.5cmの写真1枚貼付）
- (2) 技術士法施行規則第6条に該当する者については、免除事由に該当することを証する証明書又は書面を提出すること。

7. 受験手数料 13,000円

8. 試験の実施に関する事務を行う機関及び申込書類提出先

指定試験機関公益社団法人日本技術士会

〒105-0011 東京都港区芝公園3丁目5番8号 機械振興会館4階

電話番号 03-6432-4585

URL <https://www.engineer.or.jp/>

申込書類は同会が指定する提出先宛てに提出すること。

9. 受験申込書の取扱い

受験申込書を請求する者は、6月5日（金）から公益社団法人日本技術士会及び同会の北海道（札幌市）、東北（仙台市）、北陸（新潟市）、中部（名古屋市）、近畿（大阪市）、中国（広島市）、四国（高松市）又は九州（福岡市）の各地域本部等まで申し出ること。

なお、請求方法等の詳細については、公益社団法人日本技術士会ホームページを参照するか又は同会に直接問い合わせること。

10. 受験申込書記載事項の変更

受験者は、公益社団法人日本技術士会において受験申込書が受理された後、当該申込書に記載されている氏名、本籍地又は現住所に変更が生じたときは、その都度、氏名、受験番号を明らかにして、その旨を同会へ届けること。

11. 合格発表

令和9年2月に、試験に合格した者の氏名を技術士第一次試験合格者として公告するとともに、本人宛てに合格証を送付する。

合格発表後、公益社団法人日本技術士会は、受験者に成績を通知する。

12. 正答の公表

試験終了後、公益社団法人日本技術士会は、速やかに試験問題の正答を公表する。